

福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針 (作成年月日 令和3年8月27日)

1 目的

平成23年3月の東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の発生による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等のあった12市町村（川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、以下「被災12市町村」という。）においては、長期間の避難による農業者の高齢化や営農再開意欲の低下等により、他の地域に比べ担い手不足が著しく、営農再開が進展していない地域が多く存在する。避難指示解除が早かった市町村の一部地域では、帰還農業者や参入企業などの取組も一定程度進んでいるが、令和2年度末時点の営農休止面積に占める営農再開面積の割合が4割弱の数字が示すとおり、被災地域全体として営農再開の状況は低調であり、地域の主たる産業であった農業の再生・復興には道半ばの状況にある。

このため、県は、被災12市町村における営農再開の加速化に向け、令和2年7月7日に農林水産省が公表した「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」の具体化を目指し、マーケットインの発想の下で広域的な産地の創出により、生産される農産物の付加価値を高めて販売先をつくり地域外からの参入も含め農業者の営農意欲を高めるとともに地域に付加価値を生む産業として発展させていくことを、市町村、関係機関・団体と一丸となって進める。

具体的には、福島県高付加価値産地展開支援事業により、

- ① 耕種部門では、農産物を生産すれば売れる環境の整備に向けて、販路と結びついた実需者（加工業者、食品卸業者、流通業者、外食産業等）を地域に呼び込み、地域で生産された農産物の加工等を行う拠点となる施設の整備及び当該施設に生産物を供給する農業者の取組への支援
- ② 畜産部門では、農業者の避難により家畜の導入等を最初から始めなければならない中で、円滑な種畜供給や耕種部門と連携した自給飼料の生産体制等を構築するために必要な施設の整備や農業者の取組への支援

を行うものとする。

以上を踏まえ、本方針において、事業の実施に当たり、取組の中心となる農業者・実需者やこれらを支える関係者が一丸となって取り組む際に必要な産地の目標や基本方針、事業推進の方針や体制等について定める。

なお、本事業の実施に当たっては、福島県農林水産業振興計画の他、各種県方針、普及指導計画、被災12市町村の各種計画等との整合を図る。

2 目標

本事業の取組による農業産出額及び加工品等製品出荷額の総額とする産出額の創出に向けて、本方針の3に掲げる取組を推進することにより、以下の三つの各部門における産出額の目標達成に努めるものとする。

ただし、農業産出額については比較する基準年度を令和元年度とする。

(1) 土地利用型作物（米等）

令和7年度：6.5億円、令和12年度：21.5億円

(2) 園芸品目（野菜・かんしょ・花き等）

令和7年度：11.4億円、令和12年度：38.1億円

(3) 畜産（生乳、乳用牛、肉用牛（子牛・肥育牛）等）

令和7年度：6.1億円、令和12年度：20.4億円

※(1)から(3)の合計

令和7年度：24億円、令和12年度：80億円

3 基本方針

部門等	取組
<p>(1) 土地利用型作物（米等）</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災 12 市町村における水稲の作付面積は、令和 2 年で約 5,660ha であり、東日本大震災前の平成 22 年における水稲作付面積 11,800ha の約 48% となっている。水稲作付面積に占める飼料用米の面積は約 40%と県全体の割合 7%と比べ非常に高い状況にある。 ○ 除染が完了し避難指示が解除された地域から順に、平坦部では基盤整備が進んでおり、その完了に伴い、少数の担い手に農地が集積され、水稲を中心とした大規模経営体が地域の水田農業を担う状況となっている。 ○ 東日本大震災前の被災 12 市町村は浜通り地域を中心に水田農業地帯であり、特に当該地域の沿岸部においては特別栽培米やエコ米の生産など、多様な売れるコメづくりの取組が積極的に行われていた。しかし、現在その取組は大きく減少したままである。 ○ 営農が未再開の農業者も含め、主食用米の作付意向があるものの、その需要減少が課題となっている。 <p>【目指す産地の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規模拡大等による低コスト生産が可能な平坦部を中心に、米消費が減少している中でも消費者の生活様式の変化等により需要が拡大している分野をターゲットとして無菌包装米飯（パックライス）や中食・外食用の米等を、また、規模拡大が困難な中山間部等を中心に、実需者の求めに応じて有機栽培米等を、それぞれ実需者に対して長期契約等により安定的に供給する産地を目指す。 ○ 産地化に当たっては既存の乾燥・調整・貯蔵施設等の広域的な利用を図りつつ、GAPやHACCPの推進による品質・衛生管理や加工業者の誘致による地域内での付加価値の創出を図る。 <p>【産地を担う農業者のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無菌包装米飯や中食・外食用の米については、ICT等を活用したスマート農業や乾田直播栽培などの省力・低コスト技術を導入しつつ、土地利用型作物を大規模に生産する 50ha 以上の経営体を育成する。併せて、経営の安定化や収益性の向上に向け、土地利用型作物の作業時間と重複せず機械化栽培体系が可能な露地野菜等の組み合わせを図る。 ○ 有機栽培や特別栽培、新品種等（「福、笑い」や「あぶくまもち」）の生産に、必要に応じ野菜生産等を組み合わせることにより小規模でも安定的に所得が確保できる経営体を育成する。
<p>(2) 園芸品目（野菜、かんしょ、花き等）</p>	<p>ア 野菜</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の野菜生産においては、東日本大震災等の影響に加え、高齢化・担い手不足の影響により農家戸数や栽培面積の減少が続いており、産地規模が縮小している状況にある。 ○ 被災 12 市町村内においては、露地野菜では東日本大震災前から作付けのあったブロッコリーやねぎに加えたまねぎなど、施設野菜ではトマトやいちごなどの品目を中心にスポット的な生産活動が始まったばかりである。

- なお、たまねぎについては、国内の主な産地の端境期に収穫可能なものとして、産地化に向けて令和3年5月に相双（南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町及び浪江町）が野菜生産出荷安定法（昭和41年7月1日法律第103号）に基づく指定産地として指定されたところである。

【目指す産地の姿】

- 消費者の食生活の変化等を背景に需要が拡大しているが国内の他の産地が対応できていない加工・業務用野菜等の分野をターゲットとして、地域の気候条件、営農体系を踏まえた品目を実需者等の求めに応じて供給する産地を目指す。
- 産地化に当たっては、加工業者等の誘致等による産地内での加工・貯蔵や点在する経営体からの効率的な集出荷体制の構築等に加え、GAPやHACCPの推進による品質・衛生管理、加工に適した栽培技術の導入、ロットの安定確保など、実需者等の求める形態・時期に応じて周年供給が可能な競争力と収益性の高い産地の形成を目指す。

【産地を担う農業者のイメージ】

- 機械化一貫体系の導入等による大規模化により安定した所得を確保できる経営体を育成する。
- また、加工・業務用と市場出荷を組み合わせた野菜生産に加え、市場出荷中心の野菜生産や米との複合経営等、小規模でも安定的に所得を確保できる経営体を育成する。

イ かんしょ

【現状】

- 被災12市町村内では、元々かんしょの栽培は殆どなかったが、機械化一貫体系の導入による省力化が可能なこと等を受けて、檜葉町や田村市を中心に、食品加工業者による現地法人の設立や地元農業者による生産拡大など、営農再開における主要品目の一つとなっている。

【目指す産地の姿】

- 焼き芋、蒸切り干し用、菓子用等をはじめとした商品の需要が拡大傾向にある中で、原料となる加工用かんしょをターゲットとして、実需者等のニーズや用途に応じた品種の導入、病害発生防止に向けた高品質苗の供給、土づくりや栽培管理の徹底による収量確保、鮮度保持技術を取り入れた貯蔵等により計画的に実需者に供給することができる産地を目指す。

【産地を担う農業者のイメージ】

- 機械化一貫体系の導入等による大規模化により安定した所得を確保できる経営体を育成する。
- また、機械や農作業の共同化によるコスト削減のための小規模経営体の組織化、加工・業務用と市場出荷を組み合わせた生産、他の野菜や米との複合経営等、小規模でも安定的に所得を確保できる経営体を育成する。

ウ 花き

【現状】

- 被災12市町村では、東日本大震災前から中山間地を中心に花きの栽培が行われてきたが、営農再開に当たり風評の影響が少ない品目として、トル

	<p>コギキョウ、きく、宿根かすみそう、りんどうなど夏秋期の品目を中心に花きの栽培が導入され、徐々に面積が拡大している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 花きとしては比較的省力的で、大規模栽培が可能なユウカリ等の枝物類の導入が始まっている。 <p>【目指す産地の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレンジメントやいけばなへ使用され、近年、国内の単価も右肩上がりである枝物類をターゲットに、実需者等の求めに応じた品目・品種を、広域に点在する花き生産者に対応した集出荷拠点から市場までの共同輸送等の流通体制を構築し品質保持と低コスト化により、国内市場に供給する収益性の高い産地を目指す。 ○ 産地化に当たっては、栽培技術の向上を図るとともに、既に栽培実績のある夏秋期の品目と枝物類を組み合わせた花きの周年出荷を推進し、収益性の高い産地を目指す。 <p>【産地を担う農業者のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夏秋期の品目と枝物類の組合せにより収益性を確保しつつ、枝物類については、省力化・規模拡大に向けて、乗用草刈機や防除機等、機械化を推進するとともに、共同利用によるコスト低減を図る経営体を育成する。
<p>(3) 畜産（生乳・乳用牛・肉用牛（子牛・肥育牛）等）</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県畜産の農業産出額は435億円と農業全体の約2割を占め、被災12市町村においても阿武隈山系等を中心に畜産が盛んであったが、東日本大震災に起因する経営中止等により畜産農家の離農が進み、酪農・肉用牛を中心に飼養戸数・頭数は大幅に減少している。 <p>【目指す産地の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進的な技術や高能力牛を導入した大規模な肉用牛繁殖施設及び酪農場等を整備し、被災12市町村への素牛等の供給拠点とすることにより、大規模牧場を核とした肉用牛の地域内一貫生産体制の構築や生乳生産量の回復を目指す。 ○ また、自給飼料を安定的かつ効率的に供給する体制及び良質堆肥生産と耕畜連携の仕組み等を整備することにより、持続的に発展可能な畜産産地の育成を目指す。 ○ これらの取組により、酪農と結びついた福島県産牛の地域内一貫生産体制の構築を目指す。 <p>【産地を担う農業者のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人等による先進的な技術や高能力牛を導入した大規模な肉用牛繁殖及び酪農経営体等を育成する。 ○ 自給飼料を安定的かつ効率的に供給するコントラクターを育成する。
<p>(4) その他（人材確保・育成、農地の集積等）</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当地域の農業従事者数は東日本大震災前の水準に遠く及ばず、今後とも限られた担い手で農地を従来以上に効率的に利用することが不可欠となっている。 <p>このため、従来概念にとらわれない経営規模への拡大や、新たな品目</p>

	<p>を取り入れた経営体の育成、企業参入を強力に進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、地域農業が将来にわたり維持・発展する生産構造とするため、若い世代が継続して地域に参入し自立できる仕組みが求められるとともに、これらの経営体が安定した所得・利益を確保するため、担い手への農地の集約、経営の複合化（野菜・花などの施設園芸、加工品製造等）、人材の育成・確保のための高度な技術の習得や安定した就労機会の確保が重要である。 <p>【担い手の確保・育成、農地集積の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな担い手の確保 当地域の産地イメージ、経営モデル及び農業の魅力等の情報発信、就農・参入希望者の相談会等の実施により、県内外から農業者や企業等呼び込み、新たな担い手の確保を図る。また、移住・定住関連施策と連携し、住環境の整備等を本事業と併せて進めることにより新たな担い手の地域への定着を図る。 ○ 担い手への農地集積・集約化 地域の話し合いを進め、人・農地プランの実質化を図るとともに、福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定を進め、必要に応じてほ場整備を実施した農地を担い手へ集積・集約化することにより、効率的な農業経営の確立を図る。 ○ 将来の担い手を含めた人づくり 研究機関・メーカー等の専門家の招へい、地域内で技術を学ぶ仕組づくり、先進産地又は農業短期大学等への派遣等により、高度な技術や優れた経営感覚を有する「人づくり」に取り組む。 ○ 安定的かつ持続経営が可能な経営体の育成 労力調整システムの利用等による雇用確保、GAPの高度化による経営能力の向上、組織化や法人化を推進し、経営の安定化や円滑な経営継承を可能とする経営体を育成する。
--	---

4 本事業の推進・指導、高付加価値産地計画及び事業実施計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導</p>	<p>本事業の効率的な実施に向け、県は、関係部局（関係各課、農林事務所等）との役割分担の下、高付加価値産地協議会（以下「産地協議会」という。）、市町村、農業関係団体と密接に連携し、推進・指導にあたるものとする。</p> <p>また、県は本事業による産地育成を強力に推進するために、拠点事業者が求める品目や生産量、又は供給される種苗や種畜等の情報を産地協議会と共有するとともに、県と産地協議会の構成員が協力して、地域外からの参入も含めた生産者確保及び技術習得及び生産から出荷までの一連の取組を支援することにより、産地の育成・拡大を図るものとする。</p>
<p>(2) 産地協議会が作成する高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）の審査</p>	<p>取組分野の関係部局（関係各課、農林事務所等）による内容確認を踏まえ審査する。</p>
<p>(3) 事業実施計画の審査</p>	<p>取組分野の関係部局（関係各課、農林事務所等）に属する補助事業に精通した者を主として審査するなど、精度を高めるように努めるものとする。</p> <p>特に整備事業については、事業実施計画の実現性等を検証するため、事前に認定経営革</p>

新等支援機関の確認を受けることを、事業実施主体に求めるものとする。

5 取組要件

(1) 整備事業

- 補助対象施設
 - ・福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）別表メニューの欄の2の(1)及び(2)に掲げる施設
- 取組要件
 - ・国実施要綱別表採択要件の欄の1～5の全ての要件を満たすこと。
 - ・福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領（以下「国実施要領」という。）第1の2の要件を満たすこと。
 - ・国実施要領別記第3の2の実施基準を満たすこと。

(2) 推進事業

- 取組要件
 - ・国実施要綱別表採択要件の欄の1～3の全ての要件を満たすこと。
 - ・国実施要領第1の2の要件を満たすこと。
 - ・国実施要領別記第2に記載されている各取組の実施基準を満たすこと。

6 その他

(1) 他施策との連携について

本事業の実施にあたっては、県、市町村、関係機関は、被災12市町村の営農再開に係る関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、福島県農林水産業再生総合事業など）を有効に活用し、営農再開に向けた環境整備や担い手の確保、風評対策・産地競争力の強化等を進め、関係者が一丸となって産地の形成と地域農業の再生に取り組んでいくものとする。

(2) 産地協議会及び産地計画について

ア 産地協議会は、被災12市町村において、広域的に農産物生産と加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値産地を展開するため、行動計画としての産地計画を策定する。構成員は、産地計画を共有し、連携しながら、各々の機能や強みを十分に発揮し、役割を果たすことにより産地形成の取組を推進するものとする。

なお、産地計画は、拠点事業者の追加等に伴い、必要に応じて変更できるものとする。

イ 関係機関等での情報の共有及び取組の連携を円滑かつ濃密に進めるため、協議会は部門を問わず一つとするものとする。

ウ 産地計画に記載する部門毎の産出額目標は、本方針の2に掲げる数値とする。

エ 産地協議会は、毎年、協議会構成員に対し以下の(ア)から(エ)について確認し、各年度の産出額実績について取りまとめるものとする。

(ア) 土地利用型作物にあっては、被災12市町村内で生産され、拠点施設等に出荷された農産物の販売額。ただし、本事業で整備された加工施設へ出荷したものを除く。

(イ) 園芸品目にあっては、当該品目の一部又は全部が拠点事業者へ供給されている品目であって、被災12市町村内で生産された農産物の販売額。ただし、本事業で整備された加工施設へ出荷したものを除く。

(ウ) 畜産にあっては、被災12市町村内で生産された、生乳、乳用牛、肉用牛（子牛及び肥育牛）の販売額

(エ) 本事業で整備された加工施設の製品出荷額